

別表第1（第2条、第6条関係）

品目	形式・性能など	対象者	耐用年数	基準額
便器	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	常時介護を要する者	8年	4,450 円  (手すり付きのものは5,400 円)
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	寝たきりの状態にある者	5年	19,600 円
特殊寝台	腕・脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	寝たきりの状態にある者	8年	154,000 円
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	自力で排尿できない者	5年	67,000 円
体位変換器	介護者が難病患者等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの。	寝たきりの状態にある者	5年	15,000 円
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	入浴に介助を要する者	8年	90,000 円

移動・移乗支援用具	手すり、スロープ、歩行器であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	下肢が不自由な者	8年	60,000円
電気式たん吸引器	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	呼吸器機能に障害のある者	5年	56,400円
ネブライザー	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	呼吸器機能に障害のある者	5年	36,000円
移動用リフト	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能に障害のある者	4年	159,000円
居宅生活動作補助用具	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	下肢又は体幹機能に障害のある者	—	200,000円
特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	上肢機能に障害のある者	8年	151,200円
訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる	下肢又は体幹機能	8年	159,200円

		器具を備えたもの。	能に障害のある者		
自動消火器		室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	火災発生感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみ世帯及びこれに準ずる世帯	8年	28,700円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングするこ	常時モニタリング型	人工呼吸器の装着が必要な者かつ24時間を通じて呼吸器管理が必要な者	5年	157,500円
	とが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	簡易型	人工呼吸器の装着が必要な者	5年	50,000円

別表第2（第2条、第6条関係）

種目	対象用具		対象者		耐用年数	基準額
	品目	形式・性能など	対象年齢	対象障害種別及び程度		
介護・訓練支援	特殊寝台	腕又は脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有す	18歳以上	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者。	8年	154,000円

用具		るもの。				
	訓練用 ベッド	腕又は脚の訓練がで きる器具を備えたも の。	学齡児童 以上18歳 未滿	下肢又は体幹機能障害 2 級 以上の身体障害児。	8 年	159,200円
	特殊マット	失禁等による汚染又 は損耗を防止するた めマット（寝具）に ビニール等の加工を したものであつて、 褥瘡を防止する機能 があるもの。	18歳以上	下肢又は体幹機能障害 1 級 の身体障害者。	5 年	19,600円  （基準額 の範囲内 で複数の 用具を同 時に給付 すること ができ る。）
			3 歳以上	下肢又は体幹機能障害 2 級 以上の身体障害者（児）。		
			18歳未滿	重度又は最重度の知的障害 者（児）。		
	特殊尿器	尿が自動的に吸引さ れるものであつて、 障害者又は介護者が 容易に使用し得るも の。	学齡児童 以上	下肢又は体幹機能障害 1 級 の身体障害者（児）であつ て、常時介護を要するもの。	5 年	67,000円
	入浴担架	障害者を担架に乗せ たままリフト装置に より入浴させるも の。	3 歳以上	下肢又は体幹機能障害 2 級 以上の身体障害者（児）で あつて、入浴に介助を要す るもの。	5 年	82,400円
体位変換器	介護者が障害者の体 位を変換させるのに 容易に使用し得るも の。	学齡児童 以上	下肢又は体幹機能障害 2 級 以上の身体障害者（児）で あつて、下着交換等に介助 を要するもの。	5 年	15,000円  （基準額 の範囲内 で複数の 用具を同 時に給付 すること	

						ができる。)
	移動用 リフト	介護者が障害者を移動させる際に容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型エレベーターその他住宅改修を伴うもの及び階段昇降機を除く。	3歳以上	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。	4年	159,000円
	訓練いす	原則として付属のテーブルがあるもの。	3歳以上 18歳未満	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児。	5年	33,100円
自立生活 支援用具	入浴補助 用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することが可能であって、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	3歳以上	下肢又は体幹機能障害を有する身体障害者（児）であって、入浴に介助を要するもの。	8年	90,000円 (基準額の範囲内で複数の用具を同時に給付することができる。)
	便器	手すりをつけることが可能な便器又は差し込み便器であって、障害者が容易に使用し得るもの。ただし、手すりをつけることが可能な便器にあっては、その取	学齢児童 以上	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。	8年	9,850円

	替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。				
頭部保護帽	ヘルメット型等で、転倒の際の衝撃から頭部を保護できるもの。	—	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者（児）であって、立位や歩行が不安定でよく転倒するもの。 知的障害者（児）又は精神障害者（児）であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの。	3年	36,750円
T字状・棒状のつえ	障害者が容易に使用し得るもの。	3歳以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者（児）であって、杖の使用により歩行が改善されるもの。	3年	4,200円
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1) 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	3歳以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者（児）であって、家庭内の移動等に介助を要する者。	8年	60,000円 (工事費を含むものとし、基準額の範囲内で複数の用具を同時に給付することができる。)

	(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。				
特殊便器	足踏ペダル（対象者が操作可能である場合には、プッシュボタンにより操作するものを含む。）で温水温風を出すことが可能なもの、又は介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出すことが可能なもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	学齢児童以上	上肢機能障害２級以上の身体障害者（児）。 重度又は最重度の知的障害者（児）であって、訓練を行っても自らの排泄後の処理が困難なもの。	8年	151,200円
火災警報機	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	一	障害の等級が２級以上の身体障害者（児）、重度又は最重度の知的障害者（児）及び障害の等級が２級以上の精神障害者（児）であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	8年	15,500円 （１個当たりの額とし、１世帯につき２個まで給付することができる。）
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動		上記に同じ。	8年	28,700円

		的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。				
	電磁調理器	障害者が容易に使用し得るもの。	18歳以上	視覚障害 2 級以上の身体障害者であって、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。 重度又は最重度の知的障害者。	6 年	41,000円
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	障害者が容易に使用し得るもの。	学齢児童 以上	視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）。	10年	7,000円
	聴覚障害者用 屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚でき得るもの。	18歳以上	聴覚障害 2 級の身体障害者であって、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	10年	87,400円
在宅 療 養 等 支 援 用 具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	3 歳以上	じん臓機能障害 3 級以上の身体障害者（児）。	5 年	51,500円
	ネブライザー (吸入器)	障害者が容易に使用し得るもの。	—	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者。	5 年	36,000円
	電気式たん吸引器	障害者等が容易に使用し得るもの。	—	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者。	5 年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	障害者等が容易に使用し得るもの。	18歳以上	医療保険による在宅酸素療法の対象となっている身体障害者。	10年	17,000円



	パルスオキシメーター	障害者等が容易に使用し得るもの。	—	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度の障害を有する身体障害者（児）であって、医療保険による在宅酸素療法対象者又は人工呼吸器装着者。	5年	50,000円
	視覚障害者用体温計（音声式）	障害者が容易に使用し得るもの。	学齢児童以上	視覚障害2級以上の身体障害者（児）。視覚障害2級以上の身体障害者（児）であって、視覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	5年	9,000円
	視覚障害者用体重計	障害者が容易に使用し得るもの。	学齢児童以上	視覚障害2級以上の身体障害者（児）。視覚障害2級以上の身体障害者（児）であって、視覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	5年	18,000円
情報・意思疎	携帯用会話補助装置	携帯式であって、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	学齢児童以上	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害を有する身体障害者（児）であって、発声・発語に著しい障害を有するもの。	5年	98,800円
通 支 援 用 具	情報・通信支援用具	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトなど。	学齢児童以上	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2級以上の身体障害者（児）。	6年	100,000円 （基準額の範囲内で複数の用具を同時に給付

						することが できる。 る。)
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの。	18歳以上	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級を有する身体障害者(児)。	6年	383,500円
点字器	標準型 (両面書)	障害者が容易に使用し得るもの。	学齢児童以上	視覚障害2級以上の身体障害者(児)	7年	10,400円 (点筆を含む)
	携帯用 (片面書)				5年	7,200円 (点筆を含む)
	点字タイプライター	障害者が容易に使用し得るもの。	学齢児童以上	視覚障害2級以上の身体障害者(児)であって、原則として就労・就学しているか、就労が見込まれる者。	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー等	録音再生器	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	学齢児童以上	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。	6年	85,000円
	再生専用器	音声等により操作ボタンが知覚又は認識			6年	35,000円

		でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。				
	テープレコーダー	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。			2年	23,000円
視覚障害者用 活字文書読上げ装置		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化したものを読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	学齢児童以上	視覚障害2級以上の身体障害者（児）。	6年	99,800円
音声ICタグレコーダー		情報を音声でICタグに読み込ませ、出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。				63,000円
視覚障害者用 拡大読書器		画像入力装置を印刷物等の読みたいものの上に置くことで、簡単に拡大した文字	学齢児童以上	視覚障害を有する身体障害者（児）であって、この装置により文字等を読むことが可能になる者。	8年	198,000円

		等の画像をモニターに映し出せるもの。				
	点字図書	点字により作成された図書	—	情報の入手を主に点字によって行っている視覚障害者（児）	—	点字図書価格から自己負担額を控除した額
視覚障害者用時計	触読式	障害者が容易に使用し得るもの。	18歳以上	視覚障害2級以上の身体障害者。	10年	10,300円
	音声式					13,300円
	聴覚障害者用通信装置	音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害者（児）が容易に使用し得るもの。	学齢児童以上	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害者。	5年	71,000円
	聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	—	聴覚障害を有する身体障害者（児）であって、この装置によりテレビの視聴が可能となる者。	6年	88,900円 （1世帯につき1個を限度とする。）
人工喉頭	笛式	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニ	—	喉頭摘出者	4年	8,100円

			ール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。				
		電動式	顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池又は充電器を含む。）。			5年	70,100円
排泄 管 理 支 援 用 具	ストマ 用器具 （スト マ用 品、洗 腸用 具）	蓄便袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。（皮膚保護剤、剥離剤、及び袋を身体に密着させるものを含む。）	—	直腸機能障害者（児）（ストマ造設者）	—	8,600円 （月額）
		蓄尿袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。	—	ぼうこう機能障害者（児）（ストマ造設者）	—	11,300円 （月額）
	紙おむつ等（紙おむつ、サラン・ガーゼ等衛生用品）		障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。	3歳以上	（1） 脳性麻痺等脳原性運動機能障害を有する身体障害者（児）であって、排尿もしくは排便の意思表示が困難な者。 （2） ぼうこう又は直腸機能障害を有する身体障害者（児）であって、高度の排便又は排尿機能障害	—	12,000円 （月額）

				があり紙おむつ等の使用が必要と認められる者。		
収尿器	男性用	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置のついたもの。	—	脊髄損傷等により高度の排尿機能障害のある身体障害者（児）。	1年	7,700円
	女性用		—			8,500円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	次に掲げる用具の購入及び当該用具の設置に伴う住宅の改修。 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅の改修に付帯して必要となる住宅の改修	学齡児童以上	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害3級以上（特殊便器への取替えにあつては上肢障害2級以上）の身体障害者（児）。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 自己の所有に係る住宅以外の住宅に居住する者で、当該住宅の所有者又は利害関係人から改修工事の承諾が得られないもの。 (2) 対象者が現に居住する（若しくは近日中に居住することが確実である）以外の住宅を改修しようとするもの。 (3) 給付決定を受けた住宅を再度改修しようとするもの。	—	200,000円

(注)

1 この表でいう「これに準ずる世帯」とは、次のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 健常者と同居しているが、日中はその者が就労・就学等のため障害者のみとなる世帯
  - (2) 健常者と同居しているが、その者が高齢者・病弱等の理由により家事等を行うのに困難がある世帯
  - (3) 健常者と同居しているが、その者が病気入院等により長期間（おおむね3か月の間）にわたって不在となり、障害者のみとなる世帯
- 2 この表でいう「重度又は最重度の知的障害」とは、療育手帳の所持者であって、その障害の程度が「」又は「A」と記載されているものとする。
  - 3 対象年齢欄の「学齢児童」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する者をいい、「－」については、年齢を問わないものとする。
  - 4 基準額は、消費税を含んだ額とする。ただし、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条の4の規定に基づき、厚生労働大臣が障害者用物品と指定し、非課税とされたものを除く。
  - 5 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
  - 6 住宅改修費の支給については、原則1回のみとする。
  - 7 対象年齢が学齢児童以上のもののうち、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置及び携帯用会話補助装置については、小学校に入学する年の4月から半年遡った10月1日から申請を受け付けるものとする。
  - 8 紙おむつ等については、次のように取り扱う。
    - (1) 対象者の欄第2号中「高度の排便又は排尿機能障害」とは、二分脊椎など先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排便又は排尿機能障害及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害をいう。
    - (2) 対象者の規定にかかわらず、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着できず、ストマ用装具の代替として紙おむつ等が必要と認められる3歳以上の者については給付を認めることができる。

別表第3（第2条、第6条、第7条関係）

世帯区分	月額負担上限額
------	---------

被保護世帯	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
低所得世帯	被保護世帯を除き、当該年度の市町村民税非課税世帯の者	0円
一般1	別表第1又は別表第2に規定する用具の給付対象となる障害を有する児童の保護者であって、給付決定者及び当該給付決定者と同一の世帯に属する者に係る当該年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の所得割（同法の規定による特別区民税の所得割を含む。）の額の合計額が280,000円未満である者	9,300円
一般2	上記のいずれにも該当しない世帯	37,200円

#### 備考

- 1 世帯の範囲については、給付対象者が障害者の場合は、当該障害者及び当該障害者と同一の世帯に属する配偶者とし、給付対象者が障害児の保護者の場合は、当該障害児の保護者が属する住民基本台帳上の世帯とする。
- 2 当該世帯について未申告により当該年度における市町村民税の課税状況が判明しないときは、当該世帯は、一般2世帯とみなし取り扱うことができることとする。
- 3 当該世帯について市町村民税非課税であることが判明し、障害者本人（障害児の場合は保護者）の収入が判明しないときは、当該世帯の階層区分は、低所得世帯とみなし取り扱うものとする。
- 4 この表でいう「当該年度」とは、申請者に対しこの要綱に基づく用具の給付があった月の属する年度（用具の給付のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）とする。

#### 様式目次

（様式番号）	（名称）	（規定条文）
様式第1号	日常生活用具給付申請書	第3条
様式第2号	紙おむつ等給付意見書	第3条
様式第3号	日常生活用具給付決定通知書	第4条
様式第4号	日常生活用具給付券	第4条
様式第5号	却下決定通知書	第4条



様式第 6 号

日常生活用具給付委託通知書

第 5 条

様式 (省略)